

## 独立行政法人医薬基盤研究所役員給与規程の改正の概要

### I 一部改正の趣旨

平成 26 年 8 月に人事院より国家公務員の給与改定に関する勧告がなされ、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が第 187 回臨時国会において成立、同年 11 月 19 日に公布された（改正の概要は別添 2 のとおり）。

今般の国家公務員の給与水準引上げに伴い、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、「独立行政法人医薬基盤研究所役員給与規程」をⅡのとおり改正した。

#### <参照条文>

##### 独立行政法人通則法（抄）

##### （役員の報酬等）

**第 52 条** 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

##### （評価委員会の意見の申出）

**第 53 条** 主務大臣は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

##### （準用）

**第 62 条** 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

### Ⅱ 一部改正の内容

勤勉手当（国家公務員の勤勉手当に相当）の支給月数を 0.15 月分引き上げる。

#### 【勤勉手当基礎額に乗じる割合】

77.5/100 ⇒ (変更後) 92.5/100 ※15/100 引き上げ

### Ⅲ 実施時期

平成 26 年 12 月 1 日より施行。

#### <別添資料>

別添 1 「独立行政法人医薬基盤研究所役員給与規程」新旧対照表

別添 2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

**独立行政法人医薬基盤研究所役員給与規程新旧対照表**

新	旧
<p>(勤勉手当) 第8条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において、「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤の役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (平成26年12月1日)</u> <u>この改正は、平成26年12月1日から実施する。</u></p>	<p>(勤勉手当) 第8条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において、「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤の役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

# 一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律案の概要

別添 2

- 人事院は8月7日、一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、給与関係閣僚会議等における検討の結果、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

## 法案概要

### 1 官民較差等に基づく本年度の給与水準改定【平成26年4月から遡及適用】

- ① 月例給: 俸給表を平均0.3%引上げ(初任給・若年層に重点)
- ② ボーナス: 3.95月分→4.10月分(年間0.15月分引上げ)【平成26年12月支給分から実施】  
… 勤勉手当に配分し、勤務実績を的確に処遇に反映
- ③ その他手当  
自動車等使用者に係る通勤手当の引上げ、初任給調整手当の引上げ

### 2 給与制度の総合的見直し【平成27年4月施行、平成30年4月完全実施】

- ① 地域間・世代間の給与配分の見直し… 俸給表・地域手当の改定
  - (1) 全国共通に適用される俸給表水準を、民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえて平均2%引下げ  
… 初任給等は引下げなし、50歳台後半層が多い号俸は最大4%程度引下げ  
… 新俸給表への円滑な移行のための経過措置(3年間の現給保障)
  - (2) 上記俸給表の引下げに併せ、地域手当の支給地域・支給割合の見直し  
… 現行: 6区分(18%~3%)→改正後: 7区分(20%~3%)
- ② 職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定
  - ・ 広域異動手当の引上げ
  - ・ 単身赴任手当の引上げ
  - ・ 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給

※ 見直し初年度の改正原資を得るため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制。  
地域手当等の引上げは段階的に実施。

### 3 その他【平成27年4月施行】

- ・ 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給
- ・ 気象データの更新に基づく寒冷地手当の支給地域の見直し

### 4 施行期日

公布の日(一部の規定は平成27年4月1日)

## 独立行政法人国立健康・栄養研究所役員給与規程の改正の概要

### I 一部改正の趣旨

平成 26 年 8 月に人事院より国家公務員の給与改定に関する勧告がなされ、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が第 187 回臨時国会において成立、同年 11 月 19 日に公布された（改正の概要は別添 2 のとおり）。

今般の国家公務員の給与水準引上げに伴い、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、「独立行政法人国立健康・栄養研究所役員給与規程」をⅡのとおり改正した。

#### <参照条文>

##### 独立行政法人通則法（抄）

##### （役員の報酬等）

**第 52 条** 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

##### （評価委員会の意見の申出）

**第 53 条** 主務大臣は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

##### （準用）

**第 62 条** 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

### Ⅱ 一部改正の内容

勤勉手当（国家公務員の勤勉手当に相当）の支給月数を 0.15 月分引き上げる。

#### 【勤勉手当基礎額に乗じる割合】

77.5/100 ⇒ (変更後) 92.5/100 ※15/100 引き上げ

### Ⅲ 実施時期

平成 26 年 12 月 1 日より施行。

#### <別添資料>

別添 1 「独立行政法人国立健康・栄養研究所役員給与規程」新旧対照表

別添 2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

**独立行政法人国立健康・栄養研究所役員給与規程新旧対照表**

新	旧
<p>(勤勉手当) 第9条2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において、「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、平成26年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(勤勉手当) 第9条2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において、「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

# 一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律案の概要

別添 2

- 人事院は8月7日、一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、給与関係閣僚会議等における検討の結果、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

## 法案概要

### 1 官民較差等に基づく本年度の給与水準改定【平成26年4月から遡及適用】

- ① 月例給: 俸給表を平均0.3%引上げ(初任給・若年層に重点)
- ② ボーナス: 3.95月分→4.10月分(年間0.15月分引上げ)【平成26年12月支給分から実施】  
… 勤勉手当に配分し、勤務実績を的確に処遇に反映
- ③ その他手当  
自動車等使用者に係る通勤手当の引上げ、初任給調整手当の引上げ

### 2 給与制度の総合的見直し【平成27年4月施行、平成30年4月完全実施】

- ① 地域間・世代間の給与配分の見直し… 俸給表・地域手当の改定
  - (1) 全国共通に適用される俸給表水準を、民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえて平均2%引下げ  
… 初任給等は引下げなし、50歳台後半層が多い号俸は最大4%程度引下げ  
… 新俸給表への円滑な移行のための経過措置(3年間の現給保障)
  - (2) 上記俸給表の引下げに併せ、地域手当の支給地域・支給割合の見直し  
… 現行: 6区分(18%~3%)→改正後: 7区分(20%~3%)
- ② 職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定
  - ・ 広域異動手当の引上げ
  - ・ 単身赴任手当の引上げ
  - ・ 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給

※ 見直し初年度の改正原資を得るため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制。  
地域手当等の引上げは段階的に実施。

### 3 その他【平成27年4月施行】

- ・ 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給
- ・ 気象データの更新に基づく寒冷地手当の支給地域の見直し

### 4 施行期日

公布の日(一部の規定は平成27年4月1日)